

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 特定権利利益に係る満了日の延長の措置 (行政経営推進課) ー
- 災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置についての定め の指定 () 同 () ー

ページ

告 示

○宮城県告示第三百六十五号

東日本大震災の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例(平成二十三年宮城県条例第八十号)第二条第一項及び第二項の規定により、特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のとおり指定する。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

対象となる特定権利利益	措置の対象者	延長後の満了日
食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)第三十条の規定に基づきつづけ物(魚介類及び食肉のものを除く)加工業、魚介類加工業又は生食用のほや若しくはうにのむき身処理加工業の営業の登録	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う災害に関し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内に営業所を有する者	平成二十三年八月三十一日
食品衛生取締条例第四条の規定に基づきつづけ物(生きてゐるものを除く)の行商の営業の登録	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う災害に関し災害救助法が適用された市町村の区域内を主たる営業	平成二十三年八月三十一日

地域とする者

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年宮城県条例第十九号)第二条第一項の規定に基づき浄化槽保守点検業の営業の登録又は同条第三項の規定に基づき更新の登録

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う災害に関し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所又は営業所を有する者(仙台市の区域以外の区域において浄化槽保守点検業を営もうとする者に限る。)

平成二十三年八月三十一日

屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)第四条、第五条第三項又は第五条の二の規定に基づき広告物等の表示又は設置の許可

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う災害に関し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を有する者(仙台市の区域において広告物等を表示し、又は設置しようとする者を除く。)

平成二十三年八月三十一日

○宮城県告示第三百六十六号

東日本大震災の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例(平成二十三年宮城県条例第八十号)第五条第五項に規定する告示により指定するものは、食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)第六条第一項ただし書とする。

平成二十三年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩